

(平成23年7月13日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	23 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件

埼玉国民年金 事案 4326

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 49 年 12 月 31 日に会社を退職した後、翌月すぐに A 市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、私はお金が無かったが、母から「今回はお母さんが納めておくから。」と言われたことを覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 49 年 12 月 31 日に会社を退職した後、翌月すぐに A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料はその母が納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、その母が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間を除いて未納期間は無く、国民年金と厚生年金保険の切替え手續を適切に行っていることから、申立人の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4332

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月

私は国民年金保険料を昭和 48 年 4 月から納付しているので、その時から国民年金に加入していると思っていたが、平成 20 年 8 月頃に送付されてきた「ねんきん特別便」により、昭和 48 年 5 月からの加入となっていることに気付いた。A 年金事務所に問い合わせたところ、48 年 4 月分の保険料は誤って収納になっているので還付するとの回答があった。将来年金として受給できると思って納めた保険料が 40 年近くもたった今になって還付されるというのは納得できない。納付した 1 か月分を保険料納付期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を昭和 48 年 4 月から納付しているので、その時から国民年金に加入していると思っていたところ、A 年金事務所から、申立人が国民年金に加入したのは同年 5 月であり、同年 4 月分の保険料を収納したのは誤りだったので還付するとの知らせを受けたとしており、納付してから 40 年近くもたった今になって保険料が還付されるのは納得できないとしている。

このことについて、A 年金事務所は、申立人からの年金記録照会により調査した結果に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付で、申立人が納付した昭和 48 年 4 月分の国民年金の保険料について、国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書を申立人に送付している。

しかしながら、申立人が保険料を納付してから既に 40 年近くの年月が経過していることなどを踏まえると、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について、申立人の被保険者の資格を認めず、保険料の納付済期

間にしないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4333

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで

私は昭和 50 年 6 月に国民年金に加入して、送られてきた納付書を使い A 区役所の窓口で保険料を納付したはずである。申立期間前後の期間の保険料が納付されているにもかかわらず、51 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月が未納となっているのはおかしい。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 6 月に国民年金に加入して、送られてきた納付書を使い A 区役所の窓口で保険料を納付したはずであるとしているところ、申立期間直前の 50 年 6 月から 51 年 3 月までの期間、及び申立期間直後の同年 7 月から同年 9 月までの期間は付加保険料を含めて納付していることがオンライン記録により確認できる上、平成 13 年 4 月に記録追加されるまでは申立人に国民年金の未納期間は無く、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が 3 か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかつた特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5834

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成5年12月から6年5月に係る標準報酬月額の記録を20万円に、同年6月から同年9月に係る標準報酬月額の記録を53万円に、7年1月から同年10月に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年12月1日から6年10月1日まで
② 平成7年1月1日から同年11月30日まで

有限会社Aに勤務した期間のうち、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間及び7年1月1日から同年11月30日までの期間における標準報酬月額が9万8,000円とされている。当時の報酬はこのような低額ではなかったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年5月までの期間は20万円、同年6月から同年9月は当時の最高額である53万円、7年1月から同年10月は当時の最高額である59万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなつた日（同年11月30日）以後の同年12月7日付で、5年12月に遡及して6年9月までが9万8,000円、7年1月に遡及して同年10月までが9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、有限会社Aに係るオンライン記録から、申立人のほかに遡及して標準報酬月額の記録が訂正されている者は確認できないものの、商業登記

簿謄本により所在地及び代表取締役が同一であることが確認できる株式会社Bに係るオンライン記録から、事業主が平成7年12月7日付けで6年2月に遡及して標準報酬月額の記録が50万円から9万8,000円に引き下げられていることが確認できるところ、有限会社Aに係る厚生保険特別会計債権消滅・不納欠損決議書において、同社と株式会社Bの滞納処分が一括して行われていることが確認できる上、申立人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された7年12月7日において、事業主が社会保険事務所(当時)職員と滞納保険料の処理について相談したことが確認できる。

さらに、有限会社Aに係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であることが確認できるものの、事業主と同僚のうちの一人は、「同社の社会保険事務は社会保険労務士に委託していた。」と供述している上、ほかの同僚は、「申立人の業務は、事業主の補助業務であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について5年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年12月から6年10月までの期間及び7年1月から同年10月までの期間の標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、5年12月から6年5月までは20万円に、同年6月から同年9月までは53万円に、7年1月から同年10月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

埼玉厚生年金 事案 5839

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成8年7月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人に係る平成8年6月の標準報酬月額は、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年6月30日から同年7月1日まで

平成8年6月30日付けでA株式会社を退職したが、厚生年金保険の資格喪失日も同日になっているので、資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人提出の退職証明書により、申立人が平成8年6月30日まで、A株式会社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険に係る資格喪失日は当初、同年7月1日であったものの、同社が適用事業所でなくなった後の同年8月7日付けで、同年7月1日から同年6月30日に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社が加入していたB組合（現在は、C組合）では、申立人の同組合に係る資格喪失日は平成8年7月1日であるとしている。

一方、オンライン記録では、A株式会社は、平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなりました旨の処理がされたが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同日以降の日付で標準報酬月額の記録を遡及訂正されている者が複数存在しており、かつ、商業登記簿の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である同年7月1日であると認められる。

また、平成8年6月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における同年5月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 5840

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、平成3年8月から4年8月までの標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成5年3月31日であったと認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年8月1日から4年9月16日まで
② 平成4年9月16日から5年3月31日まで

申立期間①について、平成3年8月1日から4年9月16日までの標準報酬月額の記録が53万円から8万円に訂正されているが、訂正前の標準報酬月額が正しいので、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、平成4年9月16日に資格を喪失した記録となっているが、5年3月分までの給与明細書の一部が残っているので、5年3月31日までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、当初、平成3年8月から4年8月までは53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月31日）の後の同年7月26日付で、3年8月1日に遡及して標準報酬月額を8万円に引き下げていることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間の一部に係る給与明細書及び給与支払報告書によれば、申立期間①のうち平成4年7月から同年9月

までは 53 万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、同報告書に記載されている社会保険料等の金額は、遡及訂正前の記録に基づく平成 4 年分の社会保険料控除額とほぼ一致することから、平成 4 年の当該期間以外に係る期間においても同様に 53 万円の標準報酬月額に相当する保険料が事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の記録、申立人から提出された給与明細書及び給与支払報告書から、申立人が申立期間②において A 株式会社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、当初記録されていた平成 4 年 10 月の定時決定を取り消した上、同年 9 月 16 日に資格を喪失したとする処理を、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 3 月 31 日）の後の同年 7 月 7 日に行っている。

また、申立人の記録については、当該喪失処理が行われた後、前述の申立期間①のとおり、平成 5 年 7 月 26 日付で、3 年 8 月 1 日に遡及して標準報酬月額を減額遡及訂正する処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 4 年 9 月 16 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成 5 年 3 月 31 日であると認められる。

また、平成 4 年 9 月から 5 年 2 月までの標準報酬月額については、定時決定取消前の社会保険事務所（当時）の記録から、53 万円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 5844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 14 日から 42 年 3 月 1 日まで

平成 11 年頃、社会保険事務所（当時）で A 株式会社だけの年金記録を聞かされた。株式会社 B については脱退と聞かされたが、手続はしていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、平成 13 年 7 月まで変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は昭和 45 年 3 月 27 日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 40 年 12 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、被保険者資格喪失日の約 3 年 1 か月後に支給決定されており、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 5846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 9 月 17 日まで
② 昭和 41 年 9 月 20 日から 43 年 9 月 20 日まで

現在、A 株式会社 B 支店及び C 株式会社での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、2回の申立期間の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は C 株式会社における被保険者資格を喪失した約 9 か月後の昭和 44 年 6 月 30 日に支給決定がなされているところ、事業所の総務担当者は、「退職する女性に対し継続する方が有利と思っていたので会社で脱退手当金の説明は行っていない。」とし、資格喪失から約 9 か月後に支給決定が行われている同僚は、「自分で社会保険事務所（当時）へ行き請求手続をした。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人は C 株式会社を退職した理由について、「父に会社を辞

めろと言われたため」だとし、「当時、父は会社を経営しており、手伝うために、よく会社を休んでいた。そんな状態だったのであまりいい辞め方をしていない。だから脱退手当金を会社で手続してもらうようなことはない。」と主張しているところ、同僚に申立人が同社を退職した経緯について確認したところ、申立人の主張に間違いないとしている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 5847

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を、平成3年8月及び同年9月は53万円、同年10月から4年7月までは30万円、同年8月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年9月30日まで
② 平成4年9月30日から同年12月1日まで

申立期間①について、A株式会社における標準報酬月額の記録が、平成3年8月1日から同年10月1日までは53万円から8万円に、3年10月1日から4年8月1日までは30万円から8万円に、4年8月1日から同年9月30日までは53万円から8万円にそれぞれ減額訂正処理されているが、訂正前の標準報酬月額が正しいので元の標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、同社における資格記録は平成4年9月30日に資格を喪失した後、同年12月1日に再取得しているが、途中で退職したことは無く、継続して勤務していたので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は53万円、3年10月から4年7月までは30万円、4年8月は53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなつた日（平成5年3月31日）の後の平成5年7月26日付で、3年8月1日に遡及して標準報酬月額を8万円に引き下げていることが確認できる。

一方、A株式会社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、

同社の取締役を務めていたことが確認できるものの、申立人は、平成4年12月＊日に取締役を辞任しており、訂正処理が行われた5年7月26日には役員ではなかった上、申立期間当時、A株式会社の取締役であった二人の同僚は、申立人は社会保険関係事務には関与しておらず、遡及して記録訂正されたことについては知らないと思うと供述している。

また、A株式会社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「遡及訂正の届出は事業主が行ったのではないか。訂正処理については事業主以外知らないと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成3年8月及び同年9月は53万円、同年10月から4年7月までは30万円、同年8月は53万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、申立人は、A株式会社を途中で退職したことは無いと主張しているものの、申立期間当時の具体的な勤務先は不明と申述している。

また、複数の同僚も、「申立人が途中で退職したことは無いと思うが、申立期間に申立人がどこに勤務していたかは不明。」と供述している。

さらに、申立人のA株式会社に係る雇用保険の記録は、平成4年3月31日に一度離職した後、同年12月1日に再度取得しており、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、A株式会社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5853

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年2月1日まで

株式会社Aの代表取締役社長として勤務していたが、平成5年1月1日から7年2月1日まで間の標準報酬月額は当時の標準報酬月額と異なり引き下げられている。事業所は、平成5年頃から経営難に陥り、平成7年2月＊日に破産宣告を受け、同月 28 日付で厚生年金保険は全喪した。当時は、事業所の資金繰りが悪化していたことから、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料について3か月から4か月分を滞納し、結果、社会保険事務所から督促を受けたので手形による納付を行ったが、当該手形は不渡りとなり、しばらくして事業所は破産した。そして、破産申請当時は、事業所に関する資料は全て破産管財人に選任された弁護士に提出し、自分は顧問弁護士の指導で身を秘していたので、厚生年金保険を含む社会保険に関する手続がどのような経過で行われたのか知らなかつたので、標準報酬月額を本来の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初平成5年1月から6年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 1 月までは 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年2月 28 日より後の同年3月7日付けで、5年1月から6年10月までは 53 万円から 8 万円に、同年11月から7年1月までは 59 万円から 9 万 2,000 円に遡及して

減額訂正されていることが確認できる。

そして、申立人は、「事業所が破産するまでの間における社会保険関係の事務手続は全て自分が経理事務担当者に指示し行っていたが、このような遡及訂正の手続は行っておらず、破産後における社会保険関係の事務手続は破産管財人が行っていた。」と主張している。

また、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本から、同社は平成7年2月*日付けでB地方裁判所において破産宣告を受けていることが確認できることから、当該破産宣告を受けた同日以降の同社における社会保険の事務手続を含む一切の権限は破産管財人に属すると考えられる。

一方、同社の破産手続を担当した破産管財人は、当該減額訂正処理の届出を行ったか否かについて、関連資料を保管していないため不明としている。

これらの事情を総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円とすることが必要であると認められる。

埼玉厚生年金 事案 5855

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年7月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん特別便では、株式会社Aに勤務していた平成 14 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間が、給与明細書から厚生年金保険料が控除された標準報酬月額と相違している。調査して標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された株式会社Aに係る給与明細書より確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち平成 14 年 7 月の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年5月、同年8月及び同年10月の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が一致し、同年6月及び同年9月の標準報酬月額については、オンライン記録が前述の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額より高額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

埼玉厚生年金 事案 5856

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②及び③の標準賞与額の記録について、申立期間②は9万9,000円、申立期間③は11万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 14 日
② 平成 20 年 7 月 11 日
③ 平成 20 年 12 月 19 日

株式会社Aから一時金（賞与）が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が反映されていないため、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳における平成20年7月11日及び同年12月19日の賞与の支給について、事業主により厚生年金保険料（免除保険料を含む。）を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③の標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間②は9万9,000円、③は11万6,000円に訂正する必要がある。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書によると、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間について、その、主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5857

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録について、申立期間①は30万1,000円、②は28万3,000円、③は26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 14 日
② 平成 20 年 7 月 11 日
③ 平成 20 年 12 月 19 日

株式会社Aから一時金（賞与）が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が反映されていないため、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳における平成 19 年 12 月 14 日、20 年 7 月 11 日及び同年 12 月 19 日の賞与の支給について、事業主により厚生年金保険料（免除保険料を含む。）を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間①は30万1,000円、②は28万3,000円、③は26万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5858

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録について、申立期間①は13万7,000円、②は14万円、③は13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月11日
③ 平成20年12月19日

株式会社Aから一時金（賞与）が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が反映されていないため、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳から平成19年12月14日、20年7月11日及び同年12月19日の賞与の支給について、事業主により厚生年金保険料（免除保険料を含む。）を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間①は 13 万 7,000 円、②は 14 万円、③は 13 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5859

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録について、申立期間①は20万6,000円、②は20万1,000円、③は17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 14 日
② 平成 20 年 7 月 11 日
③ 平成 20 年 12 月 19 日

株式会社Aから一時金（賞与）が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が反映されていないため、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳における平成 19 年 12 月 14 日、20 年 7 月 11 日及び同年 12 月 19 日の賞与の支給について、事業主により厚生年金保険料（免除保険料を含む。）を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間①は20万6,000円、②は20万1,000円、③は17万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5860

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額の記録について、申立期間①及び②は2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 14 日
② 平成 20 年 7 月 11 日

株式会社Aから一時金（賞与）が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が反映されていないため、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳における平成 19 年 12 月 14 日及び 20 年 7 月 11 日の賞与の支給について、事業主により厚生年金保険料（免除保険料を含む。）を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間①及び②は2万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5861

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額の記録について、3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 62 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

株式会社Aから一時金（賞与）が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が反映されていないため、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳における平成 19 年 12 月 14 日の賞与の支給について、事業主により厚生年金保険料（免除保険料を含む。）を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、株式会社Aから提出さ

れた賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間は3,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5862

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額の記録について、1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 11 日
② 平成 20 年 12 月 19 日

株式会社Aから一時金（賞与）が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が反映されていないため、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳における平成 20 年 12 月 19 日の賞与の支給について、事業主により厚生年金保険料（免除保険料を含む。）を賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間②は1万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する当該賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、株式会社Aから提出された賃金台帳、及び申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書によると、申立人は、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5863

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年5月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から16年4月1日まで

株式会社Aに係る標準報酬月額の記録が、平成9年5月から16年3月までの期間が20万円となっているが、当時の給与は85万円ぐらいであった。標準報酬月額の記録を当時の給与に併せて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年5月から11年9月までの期間については、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は、9年10月1日及び10年10月1日の定時決定において59万円と記録されていたところ、11年6月1日付けで取り消され、9年5月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主及び申立人以外の役員二人の標準報酬月額の記録についても、申立人と同様に、平成11年6月1日に減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険手続を受託していた社会保険労務士は、「平成9年頃から同社の経営状況は苦しく、社会保険料を滞納していたと思う。事業所に不都合なことがあると、担当役員が社会保険事務所に出向いて相談していた。また、申立人は職方として役員の地位にあった。」とし、社会保険関係事務には関与していないかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成11年6月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について9年5月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認めら

れることから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の平成9年5月から11年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から16年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、11年10月から16年3月までが20万円と記録されているが、遡及して訂正した形跡等は見当たらない。

また、B市から回答のあった申立人の平成8年から16年までの社会保険料控除額によると、平成11年から大幅に減額（前年よりも51万円の減額、平成12年以降は10年よりも70万円から71万円の減額）していることが確認できることから、事業主は、申立人に係る報酬月額が減額したとして社会保険事務所に届出をし、それに見合う厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと推認できる。

さらに、事業主は既に死亡しており、当時の賃金台帳等の関係書類は確認できず、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を持っていないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、上記期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成11年10月から16年3月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5865

第1 委員会の結論

申立人の、平成19年6月25日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、12万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

有限会社Aより上記申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録が確認できないので調査の上訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る賞与の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、申立人の「平成19年夏賞与明細書」から、12万9,575円の賞与が支給され、12万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

以上のことから、申立人の申立てに係る標準賞与額については、前述の賞与明細書に係る厚生年金保険料控除額から、12万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る届出及び保険料の納付をしていないとの回答をしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の賞与明細書で確認できる標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 5866

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係るを2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月1日から同年6月1日まで

昭和43年4月1日から有限会社Aに勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの元取締役の供述により、申立人が申立期間に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和43年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aは昭和46年9月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡がとれない上、元取締役は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 5867

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行つたことが認められることから、申立期間に係る厚生年金被保険者資格喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 16 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

株式会社 A（現在は、株式会社 B）C 支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 58 年 10 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人に係る人事記録に基づく株式会社 B 銀行の回答から、申立人は、昭和 58 年 10 月 31 日まで同社 C 支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した D 基金（現在は、E 基金）加入員証によると、申立人の加入員資格喪失日は、昭和 58 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、E 基金からは、厚生年金保険の資格喪失に係る届出について、申立期間当時使用していた用紙は複写式の届出用紙であった旨の供述が得られ、D 基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 58 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、株式会社 A の C 支

店に係る事業所別被保険者名簿における昭和 58 年 10 月の定時決定記録及び E 基金から提出された同年同月の標準報酬月額の記録から、16 万円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 5877

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出した標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
② 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
③ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 11 月 1 日まで

ねんきん定期便で知ったが、株式会社Aに勤務中の平成 9 年 8 月から 12 年 10 月末日までの期間の標準報酬月額が 47 万円から 20 万円に減額訂正されている。当時の事業所は、資金繩りが厳しく、商品仕入もままならず、営業不振が続き、事業主の死亡と同時に倒産した。保険料控除等を確認できる資料は無いが、調査の上、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、当初、47 万円と記録されていたところ、平成 11 年 8 月 18 日付けで、9 年 10 月 1 日の定時決定が訂正され、同年 8 月 1 日に遡及して 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、平成 11 年 8 月 18 日付けで 10 年 10 月 1 日に遡及して、20 万円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、事業主に係る標準報酬月額についても、オンライン記録により、平成 10 年 10 月の定時決定で、標準報酬月額が 12 等級も引き下げ

られていることが確認できる。

加えて、株式会社Aは、平成12年11月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、当該事業主の妻に照会したところ、「事業所が無くなつて約10年経過しており、会社関係の資料は全て処分しているため、申立人の保険料の控除及び納付については不明であるが、申立期間当時は、資金繰りが大変であったと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成11年8月18日付けで行った当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①及び②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円及び26万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間③について、申立人は、給与額は47万円くらいであったが、株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時の給与額から算定した標準報酬月額とは異なり、著しく減額された記録となっているとして申し立てている。

しかしながら、当該事業主の妻は、「当時の資料等が保管されていないこと等から、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。」としている。

また、オンライン記録によると、当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の申立人の標準報酬月額については、平成11年10月1日の定時決定において20万円と記録されており、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、資格喪失日（平成12年11月1日）まで続いている。

さらに、オンライン記録から、当該事業所の資格喪失日まで勤務していたのは、申立人のほか、事業主（故人）、及び事業主の母親のみで、事業主の母親からは高齢のため供述を得られなかった。

加えて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5878

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 6 年 2 月 3 日まで
年金事務所からの連絡で知ったが、株式会社 A に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、B 担当取締役であったが、一連の処理が行われたのは退職後であり、厚生年金保険関係事務に全く関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 2 月 3 日の後の同年 6 月 27 日付で、4 年 6 月から 5 年 9 月までの期間は 53 万円が 20 万円に、5 年 10 月から 6 年 1 月までの期間は 53 万円が 22 万円に、それぞれ遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は、平成 6 年 1 月 31 日まで当該事業所に勤務していることが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所の登記簿謄本から、平成 5 年 7 月 19 日時点で取締役であることが確認できるが、同事業所の代表者及び複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、C 部長で厚生年金保険関係事務への関与や影響力はなかった。」と供述している上、元同僚の取締役は、「平成 6 年 2 月頃開催された債権者会議後、事業主が所在不明となつたため、会

社印を弁護士に預けた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年6月から6年1月までは53万円に訂正することが必要である。

埼玉厚生年金 事案 5879

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 9 年 2 月 12 日から 10 年 9 月 30 日まで

有限会社 A に勤務した平成 9 年 2 月 12 日から 10 年 9 月 30 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、平成 9 年 2 月 12 日の資格取得時及び同年 10 月 1 日の定時決定時において 30 万円と記録されていたところ、10 年 3 月 5 日付で、9 年 2 月 12 日まで遡って 30 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間において同社の取締役ではなかったことが商業登記簿謄本により確認できる。

さらに、同社の社会保険事務を何度か行っていた社会保険労務士も、「同社は社会保険料を滞納していた。印鑑を社長が保管しており、経理及び社会保険関係の決定は社長が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、30 万円に訂正することが必要と認められる。

埼玉厚生年金 事案 5880

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 5 月 1 日までの標準報酬月額（15 万円）がそれ以前の標準報酬月額（26 万円）より低くなっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 10 月の定時決定が 26 万円と記録されていたところ、同年 11 月 8 日付けで取り消され、同年 7 月の随時改定として 15 万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人を含む複数の従業員の平成 11 年 10 月の定時決定が申立人と同様に同年 11 月 8 日付けで取り消され、同年 7 月の随時改定として標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の A 株式会社に係る雇用保険の記録によると、平成 12 年 4 月 30 日の離職時賃金日額は 9,131 円（9,131 円 × 30 日 = 27 万 3,930 円）であり、訂正前の標準報酬月額（26 万円）とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、A 株式会社において申立期間当時、給与計算及び社会保険事務を担当していた者は、「会社は経営不振で資金繩りに苦労しており、社会保険料の滞納があった。事業主が B 社会保険事務所（当時）に相談に行つ

たところ減額を勧められた。」旨の供述をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26万円とすることが必要である。

埼玉国民年金 事案 4325

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月から55年9月まで

申立期間の国民年金保険料は父が納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4327

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月、同年 5 月、同年 10 月から 60 年 12 月までの期間、61 年 3 月、同年 4 月、62 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 12 月まで
③ 昭和 61 年 3 月及び同年 4 月
④ 昭和 62 年 1 月及び同年 2 月

私は昭和 59 年 3 月に A 地の短大を卒業した後、実家のある B 地に戻り会社に勤務した。その後の期間については、国民年金保険料を納付してきたので未納期間は無いはずである。

申立期間①、②、③及び④の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人は国民年金保険料を納付してきたので未納期間は無いはずであるとしているが、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は未納になっていることに納得で

きないとしているが、申立人の申立期間③及び④の保険料の納付に関する記憶が明確ではない上、オンライン記録によると、申立人が国民年金の加入手続をしたと推認される時期に当たる昭和 63 年 2 月 29 日付けで、厚生年金保険の被保険者期間を除く期間について国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことにより、申立期間③直前の 61 年 2 月及び申立期間④直前の 61 年 12 月に国民年金の被保険者資格を喪失していることから、申立期間③及び④は制度上保険料を納付することができない国民年金の未加入期間であったと推認される。

また、オンライン記録によると、平成 2 年 4 月 3 日付けで昭和 61 年 5 月の資格取得日が同年 3 月に、また、61 年 12 月の資格喪失日が同年 3 月に訂正されたことにより、申立期間③及び④は、未加入期間から未納期間とされたが、平成 2 年 4 月 3 日の時点では申立期間③及び④は時効により保険料を納付することができない期間である。

- 3 申立期間①、②、③及び④を通じ、申立人が申立期間の保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4328

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は昭和 58 年に結婚した時、国民年金に加入していないことを義母から言われ、A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）に二人で加入手続に行き年金手帳をもらった。その時に、20 歳から結婚までの保険料を義母が納付してくれた。その後についても義母が定期的に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったとしているが、その義母からは国民年金の加入手続及び保険料納付状況についての具体的な証言は得られず、申立人自身も保険料納付等に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 54 年 * 月から 58 年までの分の国民年金保険料を義母が一括納付したと申述しているが、58 年当時は未納の保険料を 2 年を超えて一括納付できる取扱いは無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「62. 1. 23 新規」と記載があることから、62 年 1 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、59 年 9 月以前は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は今までに交付された年金手帳は 1 冊のみとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを見出す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4329

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から53年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったが、以前、父から国民年金については加入手続をし、保険料は納付してあると聞いた。オレンジ色の年金手帳は現在、会社に預けてあり、ほかには無い。申立期間の保険料が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続と保険料の納付を行ったとしているが、その父は既に他界しており、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、大学卒業後に最初に勤務したA株式会社の時の厚生年金保険被保険者記号番号が付番され、申立人は今までに交付された年金手帳は1冊のみとしており、申立人は国民年金に加入していないかったと推認され、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

埼玉国民年金 事案 4330

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料について
は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月まで

昭和 59 年 10 月に私が勤めていた会社が厚生年金保険適用事業所でなく
なったので、妻が A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は妻が郵便局で毎月現金で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できな
い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたは
ずだとしているが、加入手続及び保険料納付をしたとするその妻はこれら
の状況についての記憶が曖昧である上、申立人も加入手続及び保険料納付
に関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の
資格取得時期から昭和 62 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点
では、申立期間のうち 59 年 10 月から 60 年 6 月までの期間は時効により
保険料は納付できず、60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間は遡って保険料
を納付することは可能であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は
不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した
が、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらな
い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを見
かがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

埼玉国民年金 事案 4331

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 62 年 3 月まで

私は昭和 54 年 9 月に勤めていた会社を辞め、同年 10 月に結婚し A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で国民年金の加入手続をした。保険料は納付書が届いたので郵便局で毎月現金で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月に結婚し、A 市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は納付書が届いたので郵便局で毎月現金で納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から 62 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 54 年 9 月から 60 年 3 月までは時効により保険料を納付できず、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することは可能であるが、申立人は遡ってまとまった保険料を納付した覚えは無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4334

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、A 市 B 出張所の窓口で、昭和 58 年 10 月の婚姻に伴う氏名変更及び住所変更の手続を行い、その際、会社を辞めた同年 7 月 31 日から国民年金保険料を納付したい旨を伝えたところ、窓口からは、後日、自宅に納付書が送付されるとの説明があったため、申立期間の保険料は、後日届いた納付書に現金を添えて、同出張所の窓口で納付していた。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市 B 出張所の窓口で、昭和 58 年 10 月の婚姻に伴う氏名変更及び住所変更の手続を行い、その際、会社を辞めた同年 7 月 31 日から国民年金保険料を納付したい旨を伝えたとしている。しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、55 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として資格を取得するまで国民年金に加入した旨の記載が無いことから、申立期間はオンライン記録のとおり国民年金の未加入期間と推認され、制度上申立期間の保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、A 市 B 出張所の窓口で納付書に現金を添えて納付したとしているが、同市からは、同市内の出張所で職員が直接収納することは行っておらず、B 出張所内には金融機関も設置されていなかったとの回答であった。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4335

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 63 年に結婚するまで実家（A市）に住んでおり、母から 20 歳になったら国民年金に加入するよう言われていたので、A市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母が納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家の A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はその母が納付していたとしているが、申立人の保険料の納付を行ったとするその母は既に他界しており証言を得られず、申立人は、加入手続に関する記憶が明確でなく、保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 3 月頃に払い出されたと推認される上、A市の国民年金被保険者名簿には、同年 3 月 14 日に新規加入届を行ったと記載されていることが確認できることから、その時点では、54 年 3 月から 58 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4336

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月まで

私は、18 歳から A 市の事業所に勤務し、20 歳になったら国民年金保険料を納付するようにとその店のオーナーに言われて、国民年金の加入手続をした記憶がある。20 歳の頃は、実家の B 市に住んでおり、23 歳から 24 歳の頃には、その店に住み込みで勤務しているので、B 市で国民年金の加入手続をしたかもしれない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の頃（昭和 55 年 * 月頃）は、実家の B 市に住んでおり、23 歳から 24 歳の頃には、A 市の事業所に住み込みで勤務しているので、B 市で国民年金の加入手続をしたかもしれないとしている。しかしながら、申立人は、B 市在住時の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人が最初に受け取ったと思うとする年金手帳に記載された申立人の最初の住所は、申立人が昭和 58 年 10 月から 60 年 9 月頃に住み込みで勤務したとする A 市所在の事業所の住所であることから、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 60 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、55 年 10 月から 58 年 6 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、

申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを見うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4337

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から4年3月まで

私は、ねんきん特別便で未加入期間及び免除期間があることを知った。当該期間は、私が学生の頃で私の父が送られてきた納付書により国民年金保険料を納付してくれたことを覚えている。申立期間が未加入及び免除期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が送達された納付書により国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、その父は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いとしており、保険料の納付場所もA銀行B支店、同C支店、D銀行E支店から納付したとするなど納付場所が特定できず、保険料の納付も当初は2年間分の保険料を一括納付したと申述したが、途中から、F町に来た平成2年4月から4年3月までの間に納付書が送達されたので1年分を一括で納付した記憶はあるが、2回目の納付書の送達の有無は覚えていないと主張するなど、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格所得時期から、平成3年5月から同年6月にかけて払い出されたと推認されるところ、オンライン記録では申立人が同年5月1日に国民年金保険料の免除申請を行っている記録となっていることから、同日に加入手続を行ったものと考えられ、当該時点での申立期間のうち平成2年1月から3年3月までの期間は、大学生であり任意加入である申立人は未加入期間となり、制度上遡って保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手

帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、免除申請を行った記憶は無いとしているが、オンライン記録では、平成3年5月1日に同年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料の免除申請を行っている記録となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことのうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4338

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 6 月まで

私は、国民年金保険料を納付していなかったので、父と母が A 市役所において加入手続を行い、その後、母が納付書とともに、同市役所の窓口で国民年金保険料約 58 万円を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していなかったので、その父と母が A 市役所において加入手続を行い、その後、その母が納付書とともに、同市役所の窓口で国民年金保険料約 58 万円を納付したとしているが、保険料を納付したとするその母は、国民年金保険料を納付した時期に関する記憶が明確ではなく保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 5 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、平成元年 12 月から 3 年 5 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の保険料について、保険料を納付したとするその母は、まとめて約 58 万円を納付したとしているが、オンライン記録では、申立人は、平成 5 年 8 月に過年度保険料及び現年度保険料である 24 万 9,900 円を納付した記録となっているところ、これに申立期間の保険料 15 万 9,800 円をあわせて納付したとしても約 41 万円となり、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」が「平成元年＊月＊日」と記載されていることをもって、当該日から国民年金の保険料納付を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したこととうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4339

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年6月から同年10月まで

申立期間については、私が20歳になった平成3年*月頃に、私の父が私の国民年金の加入手続を行い、A銀行B支店又は同銀行C支店で毎月納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、申立人が20歳になった平成3年*月頃に、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、A銀行B支店又は同銀行C支店で毎月納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその父は、当時の記憶が全く無いとしており、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年11月から同年12月頃に払い出されたと推認され、これらの時点では、申立期間のうち3年6月から同年9月までは時効により納付できず、同年10月は遡って納付する期間となるが、申立人の父は、申立人の国民年金加入手続をした頃に国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「被保険者になった

日」に「平成3年＊月＊日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「被保険者になった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4340

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月まで

申立期間について、私は結婚が決まった昭和 46 年頃に会社を退職したが、20 歳に達していたので老後のためと思い、A 市役所で国民年金に加入した。その後は家に集金人が来て国民年金保険料を納付し、カードに領収印を押してもらった記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、結婚が決まった昭和 46 年頃に会社を退職し、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その後は家に集金人が来て国民年金保険料を納付してカードに領収印を押してもらったとしているが、申立人は当時の保険料額、納付方法、集金人等について明確な記憶が無いとしていることから、保険料の納付方法が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 50 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、46 年 2 月から 47 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、48 年 1 月から 50 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持していて国民年金加入時に交付を受けたとする年金手帳は昭和 49 年 11 月以降に使用開始された様式のものであり、申立人が加入手続を行ったとする 46 年 2 月の同様式とは異なり、申立人の

主張とは相違している。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4341

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 48 年 3 月まで

申立期間について、私は昭和 42 年 8 月に結婚し、夫が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、私も納付内容に目を通していた。私の記憶では A 区 B 地の自宅に同区役所から国民年金保険料の集金人が来て保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はその夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその夫は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 48 年度中に払い出されたと推認され、払出し日が昭和 48 年 4 月の場合、42 年 8 月から 45 年 12 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、46 年 1 月から 48 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことを見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5835

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 13 年 2 月 22 日まで

A 株式会社に勤務した期間のうち、平成 8 年 8 月から 11 年 7 月までの標準報酬月額が 15 万円に、同年 8 月から 13 年 1 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっていることに納得できない。当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において 59 万円の給与を受けており、標準報酬月額の記録が、平成 8 年 8 月及び 11 年 8 月の 2 度にわたり、それぞれ 15 万円及び 9 万 2,000 円に引き下げられていることは納得できないと主張している。

しかしながら、A 株式会社に係るオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は確認できない上、同社は既に解散し、元事業主は社会保険関係書類を保存していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、A 株式会社に係るオンライン記録から、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間を有する者は、申立人及び事業主以外に取締役一人が確認できるところ、当該取締役に申立人について問い合わせたが回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料

も無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5836

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 2 月 13 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち申立期間の給与額は約 10 万円であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から 51 年 1 月までは 6 万 8,000 円となっている。）について、訂正してほしいと主張している。

しかしながら、A 株式会社の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存しておらず、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除額等について不明としている。

また、A 株式会社で社会保険事務を担当していたとする同僚は、同社では報酬月額を実際の支給額より低く届け出ることは行っていないとしている上、ほかの同僚からも申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除についての供述を得られない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5837 (事案 1356 及び 3270 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 10 日から 35 年 4 月 15 日まで
② 昭和 35 年 8 月 18 日から同年 11 月 10 日まで
③ 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

A 地の B 所 (C 株式会社) に入社し、同社の寮に入り、申立期間①及び②は D 部 E で働いていた。健康保険証は入社後、すぐにもらっていた。

また、A 地の B 所を退職後に、有限会社 F に勤務していた申立期間③の被保険者記録が無い。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については（当初申立て及び前回申立て時の申立期間は、昭和 32 年 4 月 7 日から 34 年 5 月 1 日までの期間、34 年 7 月 1 日から 35 年 4 月 15 日までの期間及び 35 年 8 月 18 日から同年 11 月 10 日までの期間）、同僚から申立人の当該期間の勤務を推認できる供述を得られないこと、及び申立事業所である C 株式会社では、当該期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保管していないとしており、当該期間当時の厚生年金保険の保険料控除について確認できることなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 11 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は C 株式会社に 3 年間勤務していたことは本當であるので、再度調べてほしいとして、再度、申立てを行ったところであるが、新たに照会した同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえるが、当該同僚及び事業主から新たな資料等を得ることはできないなどのことから、当委員

会の決定に基づく平成 22 年 5 月 26 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は新たな資料及び事情は無いとしており、事業主等から新たな資料及び供述を得ることもできず、これまで収集した資料等を含めて再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

2 申立期間③については、有限会社 F の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の同社の取締役は、同社は平成 15 年に倒産し、申立人に係る厚生年金保険適用関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、同僚からも申立人の当該期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、有限会社 F に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間③における申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠落もない。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5838

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの標準報酬月額が、同年 3 月 1 日に遡って 50 万円から 13 万 4,000 円に引き下げられているのはおかしい。私は、事業主であるが社会保険事務は担当取締役が行っていた。訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 4 月から 7 年 8 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 9 月 30 日の後の同年 10 月 2 日付けで、申立人を含む 3 人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の場合は、7 年 3 月から同年 8 月まで標準報酬月額の記録が 13 万 4,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 株式会社の商業登記簿謄本から申立期間当時、代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該事業所の財務会計担当の専務取締役は、「社会保険料の滞納金額を処理するため、社会保険事務所（当時）の職員の指導に基づいて取締役 3 人の遡及減額訂正をしたが、代表取締役である申立人の了解を得ていた。」と供述している。

さらに、申立人自身も、「当時、私は A 株式会社の経営責任者であり、社会保険を含めた全取引に責任のある立場にいた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役であり、事業主として当該事業所の経営の指揮を執っており、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、会社の業務として行った当該行為について有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 18 年 6 月 30 日まで

平成 10 年 8 月から、現在の会社（株式会社 A）に勤務しているが、入社に伴う話合いの席上、社長から、以前の職場（株式会社 B）と同額の給料（38 万円）を支払うとの条件提示を受け、そのように給料を受け取っていた。しかし、ねんきん特別便をもらい、平成 10 年 8 月から 18 年 6 月までの標準報酬月額が前の会社より低いことを知った。このため、同期間の記録訂正を申し立てたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 18 年 1 月から同年 6 月までの期間については、事業所から提出された平成 18 年に係る賃金台帳及び平成 18 年分の所得税の確定申告書により、報酬月額については申立人の主張どおり 38 万円であるが、厚生年金保険料控除額については、オンライン記録どおりの標準報酬月額（同年 1 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 38 万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、平成 11 年 1 月から同年 12 月までの期間、及び 14 年 1 月から 17 年 12 月までの期間については、申立人から提出された市民税県民税特別徴収税額の通知書（平成 12 年、15 年、16 年）、所得税の確定申告書（平成 16 年、17 年）、市・県民所得照会回答書（平成 18 年、19 年）により、報酬月額については申立人の主張どおり 38 万円であるが、厚生年金保険料控除額については、社会保険料控除額、当該事業所が加入する C 組合から聴取した健康保険、介護保険の保険料額、雇用保険料の額から試算した結果、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

加えて、平成 10 年 8 月から同年 12 月までの期間、及び 12 年 1 月から 13 年 12 月までの期間については、当該事業所の平成 17 年以前の賃金台帳等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 7 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 30 日から 29 年 5 月 1 日まで
昭和 26 年に A 株式会社に入社し、同年から B 海、C 海等で D 事業、E 漁等に F 担当として従事してきた。その後、G が減少したことから、同社は退職者を募ったが、自分は残留を求められ、25 年間継続して勤務した。これにより 25 年勤続表彰状を受けている。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 26 年に A 株式会社本社に正社員として採用され、申立期間当時は同社所有の F 船に乗船し、C 海で D 事業に従事していたと主張している。

しかし、社名変更後の株式会社 H が提出した事業員台帳から、申立人は、昭和 26 年 10 月 1 日から 29 年 4 月 30 日までは臨時事業員、29 年 5 月 1 日から 51 年 5 月 31 日までは常用事業員であることが確認でき、同社は、申立期間を含むこの臨時事業員について、「乗船時のみ雇用し船員保険に加入する形態であった。」と供述している。

また、申立人と同期入社で I 船に乗船し、25 年勤続表彰状を受けたとする同僚の一人は、「入社時から昭和 29 年 9 月までは非社員であり、申立期間は休暇中のため、給与は出ず、船員保険にも加入していなかった。29 年 10 月から正社員となった。」と供述し、また、ほかの同僚も「申立期間は、臨時雇用付き休暇期間であり、給与の支払は無い。乗船中のみ船員保険に加入できた。」と供述しており、株式会社 H の供述を裏付けている。

さらに、A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人は昭和

26年10月1日（資格取得）から28年10月30日（資格喪失）まで、及び29年5月1日（資格取得）から51年6月1日（資格喪失）までの被保険者期間が確認でき、オンライン記録と一致しているが、申立期間の被保険者期間は確認できない上、申立人の勤務実態等を確認することができない。

加えて、前述の船員保険被保険者名簿における申立人の記載があるページの前後数十ページに記載されている同僚の記録から、申立人と同様に申立期間である昭和28年10月30日で資格を喪失し、29年5月1日に資格を取得している同僚が多数存在していることが確認できることから、申立人を含めてこれら同僚も臨時事業員として船員保険に加入できない休暇期間であると考えるのが自然である。

なお、J社会保険事務所（当時）が保管する船員保険船舶所有者名簿により、A株式会社は昭和22年12月1日に船員保険の適用事業所となり現在に至っていることが確認できるが、船員保険被保険者名簿は船舶所有者ごとに管理・作成されているため、同名簿からは船舶名を把握することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5843

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 23 日から 34 年 5 月 23 日まで

平成 22 年 11 月 18 日に確認した被保険者記録照会回答票で初めて A 株式会社 B 工場での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっていることを知った。私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 34 年 5 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある申立人を含む 69 人の支給記録を確認したところ、66 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 65 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 34 年 8 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月6日から42年6月11日まで
昭和36年7月6日から42年6月11日までのA株式会社に勤めた期間の厚生年金保険料が同年7月25日に脱退手当金として支給されたこととなって
いるが、この脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社において、申立人が資格を喪失した昭和42年6月の前後2年間以内に当該事業所で資格を喪失した女性について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格のある12人のうち、他社で継続して被保険者資格を取得している1人を除く11人全員に脱退手当金の支給記録が認められ、そのうち8人については約2か月以内に支給が決定されているとともに、当該11人のうちの複数の同僚が、「脱退手当金の請求はB本社で行っており、退職時社会保険担当者から受給するか否かを聞かれ、請求を依頼した。」と述べている上、当時の社会保険担当者も「女性社員が退職する時、社会保険事務所（当時）から用紙を取り寄せ、手続をしており、ほとんどの人から手続を頼まれた。」と述べていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が表示されているとともに、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和42年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 25 日から 41 年 1 月 16 日まで

現在、株式会社 A での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私は同社を退職後、すぐ夫の仕事の都合で B 地に転居したので脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 4 月 12 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 16 日まで

平成 22 年 9 月頃、脱退手当金受給の有無の確認についてのはがきが届いたが、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立てをした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 1 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 8 日から 38 年 7 月 6 日まで

自分の年金記録を確認した際に、A 株式会社 B 所に勤務した被保険者期間が脱退手当金を受給したことになっているのを知ったが、受給したとされる当時は妊娠しており、脱退手当金を請求できるような状況なく、受給した覚えも無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 株式会社 B 所の事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後各 10 ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 38 年 7 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある者 29 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 17 人が約 6 か月以内に支給されている上、同僚照会に回答のあった複数の同僚が「退職時に脱退手当金の説明を受け、脱退手当金として受け取った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、同事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるこ
とはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月21日から42年2月11日まで

日本年金機構から「確認はがき」が届くまで、脱退手当金の制度が存
在していたことすら知らなかった私が、申立期間当時、脱退手当金を請
求し、受け取るはずが無い。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（現在は、B株式会社）に係る同僚は、「厚生年金保険を脱
退すれば現金になると担当者から言われ、結婚後、実家に現金が送金され
てきたと記憶している。」と証言していることから、当該事業所により代
理請求手続が行われていたものと考えられる。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に
は、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、
申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、事務処理
に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 8 日から 44 年 1 月 31 日まで

日本年金機構からのはがきで A 株式会社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されていることを知った。同社の前に勤務していた B 株式会社を退職した際には脱退手当金を請求、受給した記憶があるが、A 株式会社における被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶が無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前の 5 年間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5854

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 15 年 12 月 26 日まで

昭和 55 年 6 月から平成 15 年 12 月まで、株式会社 A で B 職として勤務したが、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の給与支給額と相違し減額された記録となっているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額と異なり、減額された記録となっていると申し立てている。

しかしながら、申立人提出の申立期間（一部期間）に係る銀行預金元帳の給与振込額から推認できる給与支給額とオンライン記録の標準報酬月額とを比較しても、おおむね一致しており、不自然さは見られない。

また、申立人の雇用保険の離職時賃金日額は 1 万 3,310 円（月額 39 万 9,300 円）であり、申立期間末の 6 か月間の標準報酬月額が 41 万円であることから、この間における離職時賃金日額と標準報酬月額とは一致している。

さらに、株式会社 A は B 法務局保管の登記簿上は現存しているものの、事業所及び事業主から回答を得られないことから、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 12 月 1 日まで

A 所には、平成 4 年 9 月 1 日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、5 年 12 月 1 日資格取得となっている。同所で厚生年金保険に加入したのは、4 年 9 月 1 日からだと思うので、被保険者資格取得日を 4 年 9 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 所発行の平成 4 年分及び 5 年分の給与所得の源泉徴収票並びに 6 年退職時の給与支払報告書（個人別明細書）から、申立人が申立期間において、同所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成 5 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、当該事業所からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は納付していないとの回答があった。

さらに、上記の源泉徴収票等によると、平成 4 年の社会保険料等の控除は無く、5 年の同控除額は、申立人の標準報酬月額を基に計算すると、1 か月分の金額であり、6 年の同控除額は 4 か月分の金額であると推認でき、申立人の当該事業所における被保険者期間と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5868

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 12 日から 47 年 3 月 21 日まで
② 昭和 48 年 6 月 26 日から 51 年 6 月 26 日まで

厚生年金保険の記録では、昭和 52 年 8 月に A 所と B 株式会社の被保険者期間の脱退手当金を受け取ったことになっているが、その記憶は無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時住んでいたとされる C 区の住所が記載され、「通算年金制度について承知の上、脱退手当金を請求します。」のゴム印及び申立人の記名、押印が認められる上、脱退手当金裁定伺等の関係書類には、脱退手当金の算定額が記載されるなど、適正な事務処理が行われていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額も適正である上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 15 日から 28 年 1 月 1 日まで
② 昭和 28 年 1 月 1 日から 29 年 8 月 13 日まで
③ 昭和 29 年 8 月 1 日から 30 年 12 月 22 日まで

厚生年金保険の記録によれば、昭和 34 年 6 月 26 日に申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金は請求も受給もしていない。事業所を退職して 3 年半もたってから請求することなど考えられないので、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類「脱退手当金」、支給（開始）年月日「34.6.26」の記載があり、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務手続に不自然さはうかがえない。

また、申立人は昭和 30 年 12 月 22 日に被保険者資格を喪失したところ、脱退手当金は 34 年 6 月 26 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間③の事業所を退職後、昭和 35 年 10 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 9 日から 37 年 7 月 13 日まで
② 昭和 37 年 8 月 9 日から 39 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 7 月 21 日まで
④ 昭和 40 年 10 月 26 日から 45 年 1 月 1 日まで

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、株式会社 A に係る資格喪失日（昭和 45 年 1 月 1 日）から約 3 か月後の昭和 45 年 4 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は当時、通算年金制度について知らなかったと供述しており、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 1 日から 32 年 9 月 14 日まで
② 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 12 月 5 日まで

会社退職後に友人と、「会社で係の人が脱退手当金の手続をしたということだが、お互いにそんなお金はもらっていないね。」と話をしていた。年金を請求するときに脱退手当金が支給されているといわれたが、もらった記憶は無い。日本年金機構からはがきが来たので、改めて調べてほしいと思い、申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記され、同社 B 工場に係る資格喪失日（昭和 35 年 12 月 5 日）から約 4 か月後の昭和 36 年 4 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 12 月の前後 5 年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた 7 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 人に支給記録が確認でき、そのうち資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされた者は 5 人おり、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 17 日から 43 年 9 月 21 日まで
国（厚生労働省）からのはがきの記録では、A 株式会社に勤務していた申立期間が、脱退手当金の支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 43 年 9 月 21 日）から約 5 か月後の昭和 44 年 2 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す、「脱」表示の記載もある。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 15 日から 49 年 8 月 11 日まで

厚生労働省の記録によると、申立期間において脱退手当金が支給されていることになっているが、もらった記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書（A 社会保険事務所（当時）の受付印：昭和 51 年 6 月 11 日）には、申立人の記名押印があり、脱退手当金の振込先として申立人の B 銀行 C 支店の D 預金口座番号（＊）が記載されている上、同年 8 月 4 日に振込済の印が確認できる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定伺における脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 29 日から 40 年 12 月 21 日まで
(A 株式会社 B 工場)

② 昭和 41 年 5 月 10 日から 42 年 12 月 10 日まで
(C 株式会社 D 所)

③ 昭和 43 年 2 月 12 日から 44 年 2 月 1 日まで
(E 株式会社)

厚生労働省の記録によると、申立期間において脱退手当金が支給されていることになっているが、もらった記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 5 月 7 日に支給決定されており、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5875

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで
② 昭和 31 年 8 月 23 日から同年 12 月 31 日まで

A 株式会社に昭和 27 年 1 月 1 日から 31 年 12 月 31 日まで勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、勤務期間の途中に 2 か月の被保険者期間しかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間に A 株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人について供述している同僚は、申立人とは仕事内容が違い、申立人が厚生年金保険に加入していたかは不明としている。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は、オンライン記録と一致している上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 31 年 6 月 1 日となっている。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元事業主によると、「会社の資料等は既に廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の加入については分からぬ。」としている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上、同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できないなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 15 日から 44 年 1 月 25 日まで

申立期間について、A 株式会社 B 支店に正社員として勤務していた。

ところが、日本年金機構から厚生年金保険の被保険者としての記録が無いとの回答を受けたが、同社が昭和 43 年 10 月 11 日に発行した「C」を保管している。間違いなく勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が発行した C 及び同社 B 支店に勤務していた複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、当時の社会保険の適用について「D 職の場合は、入社当初は委託契約であり、実績が評価されれば雇用契約を結び、正社員になることができた。その際に厚生年金保険に加入させていた。ほとんどの D 職は、正社員になるまでに半年以上かかっていた。一度正社員になっても、成績が下がると雇用契約から委託契約になることもあった。」と供述している。

また、申立期間当時、同社 B 支店に勤務していた複数の同僚は、「営業職は、入社当初は正社員ではなく、委託契約だった。その後の成績が優秀であれば正社員になることができたが、厚生年金保険の加入は、正社員になってからだった。」と供述しており、そのうちの二人は、「どんなに成績が優秀でも、正社員になるには 1 年から 2 年はかかっていた。」と事業主の回答を裏付ける供述を行っている上、D 職の同僚の一人は、「申立人を知っている。正社員ではなく、委託契約だったので、社会保険には加入

していなかった。加入する前に退職した。」と供述していることから、同社では、D職について、採用後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

さらに、申立人から提出されたCについて、同社の別の支店の複数の同僚は「入社後2か月から3か月の試用期間経過後に発行されていた。その上にE、Fのランクがあり、さらにG、H、I職員と、成績に応じて昇格していった。G職員以上が正社員であった。」と供述していることから、Cは正社員になる以前に発行されたものであることがうかがわれる。

加えて、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。